

投票の流れ（住民からの請求）

市政の重要事項及び自治の根幹に関わる事項 発生

住民投票の実施の請求 及び 署名収集（有権者の1／6以上）

署名の審査、住民投票の実施の告示（90日以内）

情報提供（投票日の2日前までに）、投票運動

住民投票の実施

投票結果の告示

投票結果を最大限の尊重

お問い合わせ

阪南市役所 未来創生部 政策共創室

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1

電話：072-471-5678 FAX：072-473-3504

令和元年10月作成（令和3年5月更新）

資料2



阪南市住民投票制度



【住民投票制度とは】

市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項について、賛成、反対のいずれかで広く市民の意思を確認するための制度です。

「阪南市自治基本条例」第26条において住民投票が出来る旨を規定し、また、実施する場合に必要な事項については別に条例で定めるとしており、この規定に基づきこの度「阪南市住民投票条例」を策定いたしました。

※阪南市住民投票条例は、令和元年10月1日から施行



住民投票の対象となるのはどんなこと？



市政の重要事項及び自治の根幹にかかわる事項が対象となります。

【例】

- ・市の合併や市名の変更など、市の存立の基礎的条件に関する事項
- ・住民の利益や権利に関し、住民の意見が二分するような事項 など

ただし、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項及び下記の事項は、住民投票の対象となりません

1. 市の権限に属さない事項（市の意思として明確に表示しようとする場合は除く）
2. 特定の住民又は特定の地域にのみ関係する事項
3. 市の組織、人事及び財務に関する事項
4. 市税等の納付の増減に関する事項 など

【例】

- ・国の政策に関する事項
- ・○○地域が活用する施設の建設に関する事項
- ・市の人事配置や予算等に関する事項
- ・市税に関する事項 など

住民投票は誰が請求できるの？



住民投票は、住民、議会、市長が請求することができます。

住民：有権者（投票資格者）総数の1／6以上の署名を集めて請求。

議会：議員定数の1／12以上の賛同者をもって提案でき、成立には出席議員の過半数の賛成が必要。

市長：議会と協議を行ったうえで、請求。

誰が投票できるの？



住民投票は、阪南市に住所を有する満18歳以上で、引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている人で、次のいずれかに該当する必要があります。

1. 日本国籍を有する人
2. 永住外国人（永住者又は特別永住者）

投票日や投票の方法は？選挙と違うの？



投票日：実施の告示を行った日から90日以内に市内で行われる選挙と同日に実施します。

投票方法：「賛成」、「反対」のいずれかに○(マル)を付けて行います。

期日前投票や不在者投票など、基本的な投票方法は選挙と同じです。

住民投票の情報は？



投票の判断に必要とされる情報については、投票日の2日前までに公平・中立に提供しま

選挙みたいに運動はあるの？



住民投票も選挙と同様に投票運動を行うことができ、運動の内容については自由です。

しかし、買収や脅迫など市民の自由な意思を拘束したり、市民の平穏な生活環境を侵害*してはいけません。

※午後8時～翌午前8時までの間、街頭演説や拡声器等を用いるような行為

投票人の耳目を集めるため、自動車を連ねたりサイレン等を鳴らしたりする行為 など

投票結果はどうなるの？



市民、議会及び市長は、住民投票の投票結果を最大限尊重します。

